

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	様

年 月 日  
税務署長

特定基準法人税額に対する地方法人税額等の

通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日  
至 年 月 日

課税対象会計年度分の特定基準法人税額に対する地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の  
及び加算税の賦課決定をしたから通知します。なお、この通知は更正の  
請求に基づいて行った処分です。

記

区分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準特定法人税額	1	円	円
地方法人税額	2		
既に納付の確定した本税額	3		
差引納付すべき又は減少(一印)する地方法人税額	4		

この通知により納付すべき又は 減少(一印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告 加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、

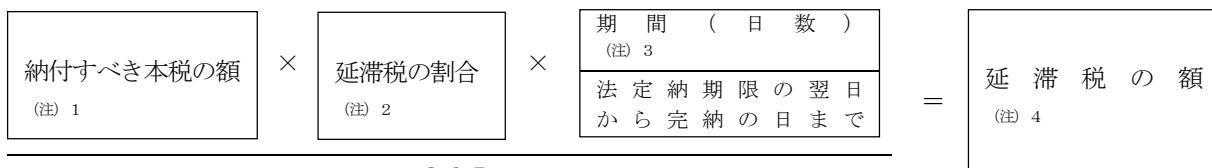
の職員の調査に基づいて行いました。

1 この通知により新たに納付すべき税額は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

なお、この通知により還付金が発生する場合で、他に未納の税額がないときは、還付金をお支払いしますので、後日、改めてお知らせします。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法



365

(注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 令和3年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~1/31)で以下のとおり適用することになります。

・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※) + 1%」のいずれか低い割合

・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※) + 7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として

各年の前年の1月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)

② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合(当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。